

中規模開発事業土地利用方針届出書

令和7年 6 月 4 日

(宛先) 鎌倉市長



住所 鎌倉市大船 2-18-29

事業者 氏名 (株)ブライトン湘南 (代)安藤 桂嗣 印

電話 0467-33-5017

住所 藤沢市鶴沼桜が岡 4-14-18-201

代理人 氏名 山下設計 山下正臣 印

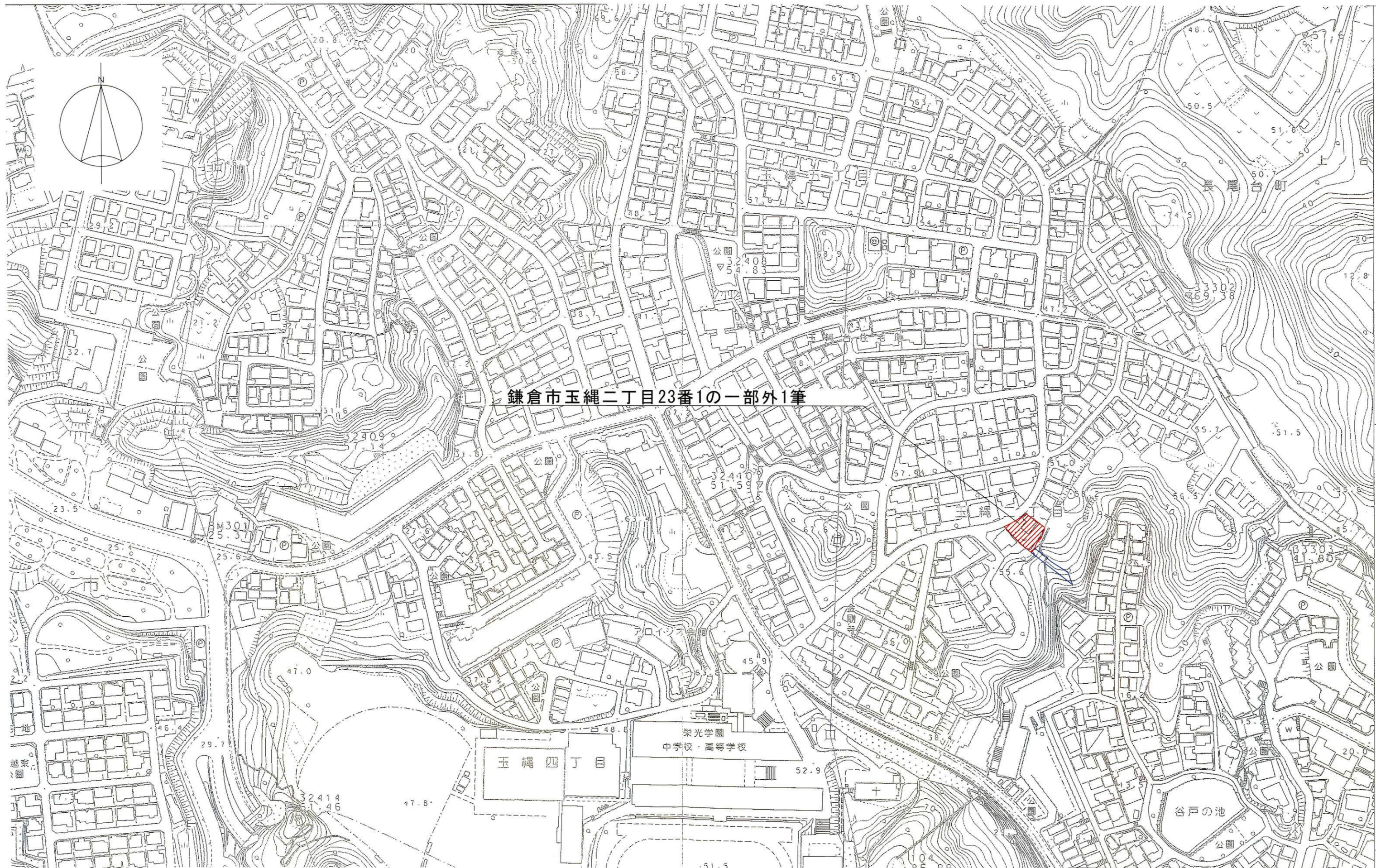
電話 0466-26-9193

〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

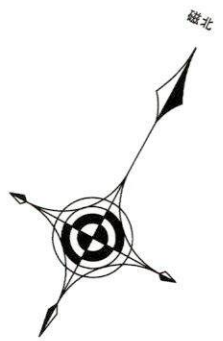
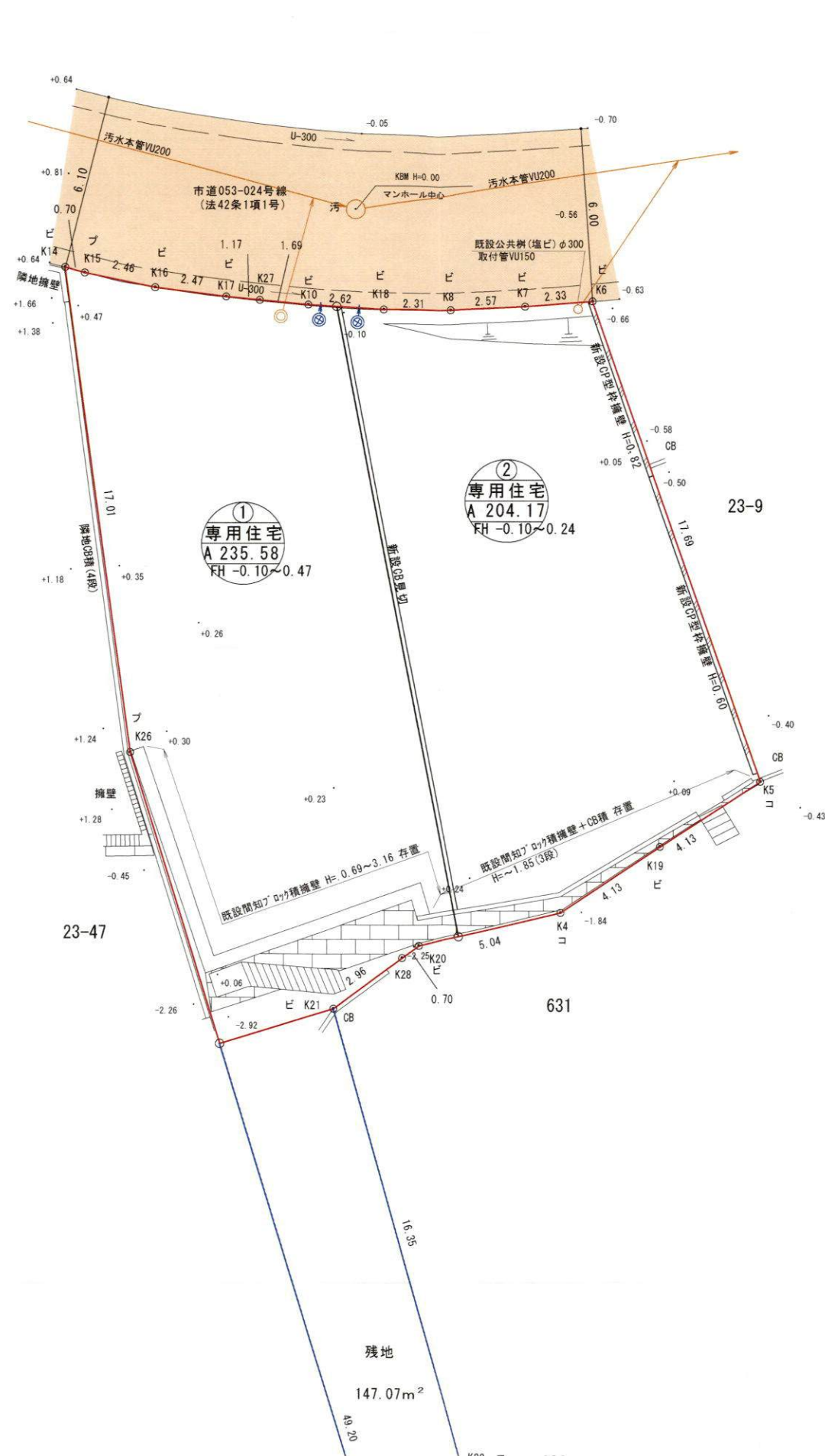
事業区域の状況	事業の目的	☒ 区画の分割	用途 区画数	☒ 一戸建ての住宅用宅地 (2 区画)			
		☐ 共同住宅 (ワルム建築物を除く)	棟数	☐ その他 ()			
		☐ その他	戸数	階数	高さ		
	事業区域	地名地番	鎌倉市 玉縄二丁目23番1の一部外1筆				
		面積	439.75 m ² ☐ 公簿 ☒ 実測				
	土地利用規制	区域区分	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域				
		宅地造成工事規制区域	☒ 区域内 ☐ 区域外				
		風致地区	☐ 第 種風致地区 ☒ 区域外				
		用途地域	第1種低層住居専用地域 (容積率 80%/建蔽率 40%)				
		保全対象緑地	☐ 区域内 () ☒ 区域外				
その他	岡本区画整理事業、住民協定協定(玉縄二丁目地区)						
適用区分	☐ 特定土地利用 ☐ 条例第2条第1項第6号ア ☐ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満 ☐ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満 ☐ 条例第2条第1項第6号イ (500 m ² 未満) ☐ ワンルーム建築物の建築 ☐ 葬祭場の建築 ☒ 条例第2条第1項第6号ウ (300 m ² 以上 500 m ² 未満) ☐ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1) ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2) ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1) ☐ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2) ☐ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域) ☒ 土地に関する区画の分割 (すべての地域) ☐ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの (市街化区域) (切土: m ³ 、盛土: m ³ 合計: m ³)						

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。



鎌倉市玉縄二丁目23番1の一部外1筆

TITLE		DATE
(仮) 玉縄二丁目 宅地開発		2025. 05. 14
DRAWING		SCALE No.
開発区域位置図		1/2500 1
山下設計		一級建築士事務所 知事登録 第13220号 一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣

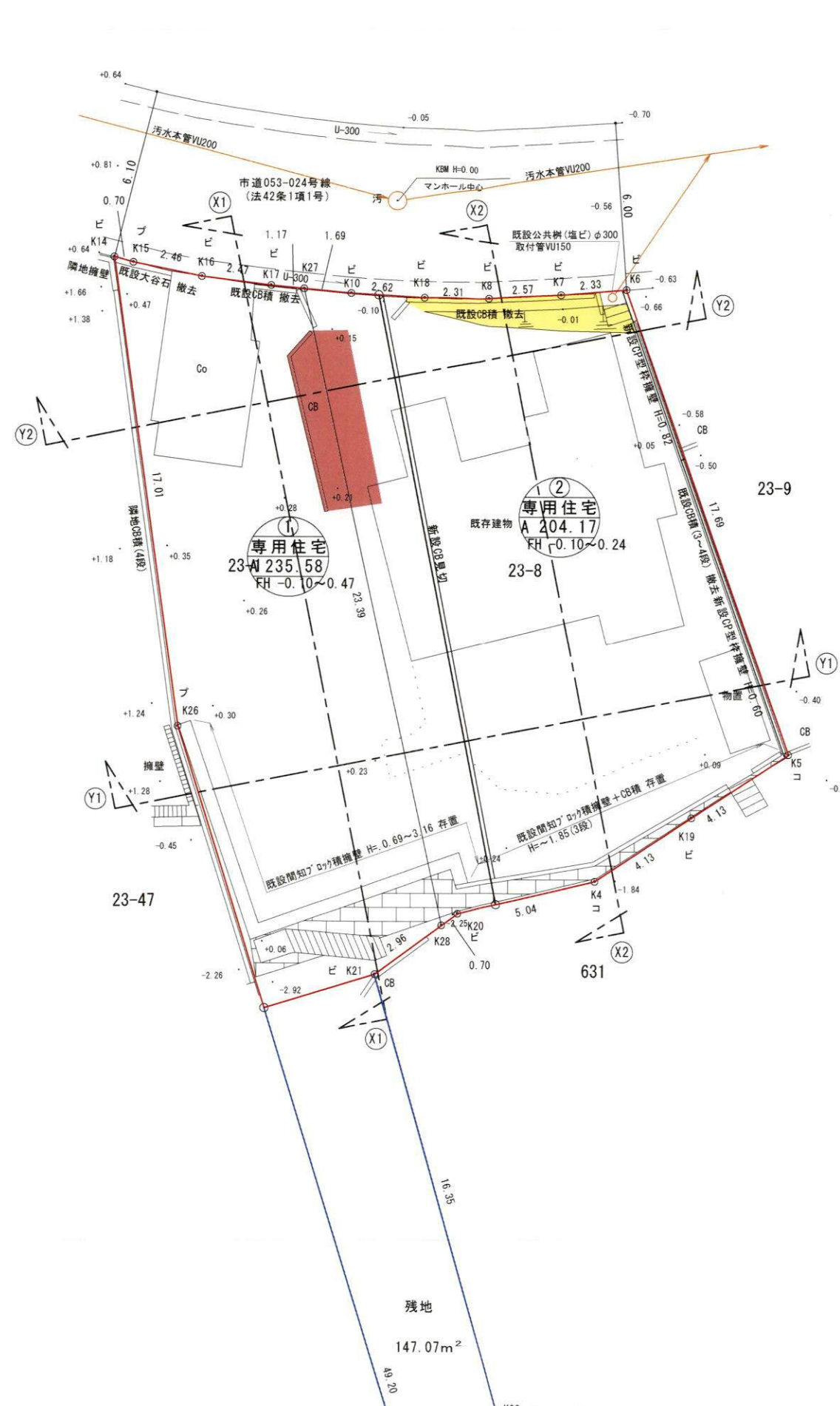


	開発区域ライン
	区画割ライン
	化粧CB積
	CP型枠擁壁(化粧CB使用)
	法面30°以下(植生ネット張り)
	新設公共樹 塩ビ300φ ダクタイル鋳鉄蓋 取付管 VU150
	最終雨水樹(浸透式) 塩ビ300φ×600H ダクタイル鋳鉄蓋 取付管 VU150

土地利用面積表

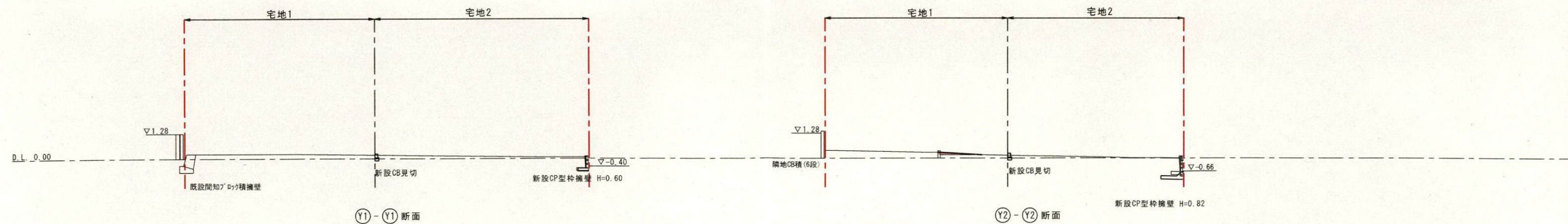
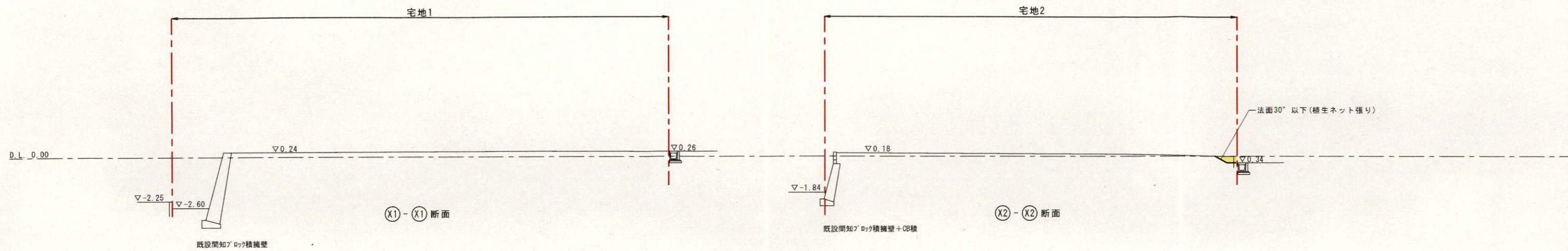
名 称	面 積	比 率	備 考
宅 地	439.75㎡	100.00%	2区画
合 計	439.75㎡	100.00%	

TITLE (仮) 玉縄二丁目 宅地開発	DATE 2025. 05. 12
DRAWING 土 地 利 用 計 画 図	SCALE 1/200
山下設計	一級建築士事務所 知事登録 第13220号 一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣



切土 2m³
盛土 1m³

TITLE (仮) 玉縄二丁目 宅地開発		DATE 2025. 05. 12	
DRAWING 造成計画平面図		SCALE 1/200	
山下設計		一級建築士事務所 知事登録 第13220号 一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣	



TITLE		DATE
(仮) 玉縄二丁目 宅地開発		2025.05.12
DRAWING		SCALE
造成計画断面図		1/200
山下設計	一級建築士事務所	知事登録 第13220号
	一級建築士	大臣登録 第121517号 山下正臣